平成２４年（フ）第２２号
茨城県下妻市長塚399番地２
破産者　有限会社ハーツジャパン
１　決定年月日　平成24年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１１４２号
千葉県木更津市請西２丁目17番４号　コーポコニシ206、開始決定時の住所千葉県市原市惣社３丁目９番地６　アベニュー市原207
破産者　平田　義成
１　決定年月日　平成24年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１００号
千葉市花見川区幕張町３丁目7726番地１　ライオンズマンション幕張シティ905号
破産者　山ノ井良次（旧姓石飛）
１　決定年月日　平成24年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３４号
千葉市美浜区高浜４丁目２番９棟504号
破産者　大戸　　斉
１　決定年月日　平成24年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４９９号
名古屋市千種区春岡通７丁目35番地の５
破産者　フルヤマ建設株式会社
１　決定年月日　平成24年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７８５号
名古屋市中村区野上町58番地
破産者　株式会社アールエッチファクトリー
１　決定年月日　平成24年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４３０号
名古屋市名東区香流１丁目1212番地
破産者　有限会社プロフェッショナルズ
１　決定年月日　平成24年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２号
三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和4892番地１
破産者　平見　喜啓
１　決定年月日　平成24年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第１３３６号
神戸市垂水区千鳥が丘１丁目７番５号　サンハイツ201号
破産者　白青こと　大久保重成
１　決定年月日　平成24年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７号
神戸市中央区港島中町６丁目10番１号
破産者　株式会社エマイリー神戸
１　決定年月日　平成24年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４６号
大阪府東大阪市昭和町20番19号
破産者　株式会社栄和開発
１　決定年月日　平成24年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４７５号
熊本県水俣市浜松町１番40号
破産者　株式会社溝口建設
１　決定年月日　平成24年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２号
熊本県八代市高下西町1243番地207、開始決定時の住所熊本県八代市本町２丁目４番13号
破産者　川邉　茂雄
１　決定年月日　平成24年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３２４号
沖縄県うるま市石川赤崎１丁目５番５号
破産者　有限会社石川運輸土木
１　決定年月日　平成24年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３２５号
沖縄県うるま市石川赤崎１丁目５番５号
破産者　伊良皆盛勇
１　決定年月日　平成24年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３８８号
北海道留萌市栄町３丁目60番地
破産者　留萌三交ハイヤー株式会社
１　決定年月日　平成24年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８９号
北海道留萌市開運町２丁目７番１号
破産者　三井観光株式会社
１　決定年月日　平成24年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１２号
群馬県多野郡神流町神ヶ原1240番地、住民票上の住所群馬県高崎市新町3059番地５
破産者　高橋　貞介
１　決定年月日　平成24年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３９８号
千葉県茂原市町保４－７ルーフガーデンＫ＆Ｙ102号室、住民票上の住所千葉県南房総市白浜町滝口6372番地
破産者　吉田　正慶
１　決定年月日　平成24年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１８２３号
東京都青梅市藤橋２丁目524番地の30
破産者　株式会社綜武
１　決定年月日　平成24年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３３８号
東京都八王子市大楽寺町612番地ふたばコーポ201号
破産者　村田　美子
１　決定年月日　平成24年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１８６号
岐阜県大垣市静里町467番地の８
破産者　有限会社高木建設
１　決定年月日　平成24年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係